

提案条例説明資料

担当部名称 議会事務局

1	議案番号	発議第1号
2	題名	浜田市議会基本条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	浜田市議会基本条例第26条の規定に基づき、議会活性化等の視点から新たな取組事項を追加するため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 議会の活動原則に係る追加項目（第3条関係） 議会は、障がいのある議員及び妊娠中の議員に対し、本人の意思を尊重し、円滑な議会活動のための配慮をしなければならない。</p> <p>2 議員と市長等との関係に係る追加項目（第7条関係） 市長等は、議員・委員会による条例の提案、議案の修正案等に対して、反論することができる。</p> <p>3 議会事務局の体制整備に係る追加項目（第17条関係） 議長は、議会事務局の職員の配置に関し、あらかじめ市長と協議するものとする。</p> <p>4 市民と議会との関係に係る追加項目（第22条関係） 議会は、あらかじめ本会議等の日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努める。</p>
5	施行期日等	公布の日